

環境配慮契約法

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(平成19年法律第56号、平成19年5月23日公布、11月22日施行)



平成19年5月に公布された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づき、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の公的機関は、温室効果ガス等の排出削減を図るため、経済性に留意しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、環境負荷の少ない製品やサービスを調達する契約を推進することとされています。同法第5条に基づく基本方針は、国及び独立行政法人等による温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進のための基本的事項を定めたものであり、国及び独立行政法人等が重点的に推進すべき環境配慮契約の種類(契約類型)及びその基本的事項等が規定されています。

このパンフレットは、環境配慮契約法及び基本方針に規定している契約類型ごとに定められた内容の理解を促進するために作成したものです。

令和7年3月
環境省

環境配慮契約法のねらい

国や地方公共団体等の公的機関が契約を結ぶ際に、

- 一定の競争性を確保しつつ
 - **価格に加えて環境性能を評価し**
 - 最善の環境性能を有する製品・サービスを提供する者を契約相手とする
- 上記の仕組みを制度的に構築し、実践します。



- ◎国等による環境負荷
(温室効果ガス等の排出)の削減
- ◎持続可能な社会の構築

法の対象

環境配慮契約法の対象は、以下のとおりです。対象となる独立行政法人等は、政令で定められています。

[国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令](#)

環境配慮契約法の対象

国及び独立行政法人等	地方公共団体等
エネルギーの合理的な使用 【第3条】	エネルギーの合理的な使用 【第4条】
環境配慮契約の推進 【第3条】	環境配慮契約の推進 【第4条】
国は環境配慮契約の推進に関する基本方針を定めること【第5条】	環境配慮契約の推進に関する方針【契約方針】の作成に努めること 【第11条第1項】
上記基本方針に従い、各省各庁の長及び独立行政法人の長は必要な措置を講ずること 【第6条】	契約方針には、環境配慮契約の種類について定める【第11条第2項】 契約方針に基づく必要な措置を講ずること【第11条第3項】
環境配慮契約の締結実績の概要を公表すること、また、環境大臣に通知すること 【第8条】	環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ、公表すること【第11条第4項】

契約類型

環境配慮契約法においては、以下の8つの類型について、それぞれ契約方式を規定しています。

契約類型及び契約方式

契約類型	主な契約方式
1. 電気の供給を受ける契約	裾切り方式(入札参加条件を定めた最低価格落札方式)
2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	総合評価落札方式(除算方式)
3. 船舶の調達に係る契約	概略設計又は基本設計：環境配慮型プロポーザル方式 小型船舶：裾切り方式(入札参加条件を定めた最低価格落札方式)
建築物に関する契約	
4. 建築物の設計に係る契約	環境配慮型プロポーザル方式(新築及び大規模改修)
5. 建築物の維持管理に係る契約	総合評価落札方式、最低価格落札方式
建築物の改修に係る契約	
6. ESCO事業に係る契約	プロポーザル方式、総合評価落札方式
7. その他の省エネ改修事業に係る契約	プロポーザル方式、総合評価落札方式
8. 産業廃棄物の処理に係る契約	裾切り方式(入札参加条件を定めた最低価格落札方式)

※電力の供給を受ける契約については、附則第3項の規定により、総合評価落札方式の採用に係る検討を行っています。

電気の供給を受ける契約

【基本的考え方】

- 二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努める
- 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「裾切り方式」を採用
 - ・ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示が入札参加資格の付与のための要件
 - ・ 全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値(排出係数しきい値)を設定
 - ・ 原則として複数(3者以上)の小売電気事業者の参加が可能な裾切り基準を設定
- 調達する電力に占める再エネ電力の割合を仕様書等に明記
- 再エネ電源の拡大に資する再エネ電力の調達に努める
 - * 裾切り基準は毎年度引き下げを検討
 - * 排出係数しきい値は少なくとも2年に1回程度引き下げの方向で見直し

契約方式【裾切りの方法】

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数(事業者全体。調整後排出係数)を開示^{*1}しており、排出係数しきい値未満である事業者の、前年度の「二酸化炭素排出係数」「未利用エネルギーの活用状況」「再生可能エネルギーの導入状況」及び「加点項目」に係る実績を点数制で評価し、①～④の合計が70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を付与します。区分ごとの配点及び加点項目は調達者において適切に設定します。環境省において、毎年度供給区域別の配点例及び仕様書の例を提供しています。

^{*1} 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること、

【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数 (70 点程度)
- ② 未利用エネルギーの活用状況 (10 点程度)
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況 (20 点程度)

【加点項目】 調達者が設定 十

- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR^{*}の取組
地域における再エネの創出・利用の取組 (5 点程度)

※ DR：ディマンド・レスポンス

電気の供給を受ける契約【区分・配点例】 令和7年度

国及び独立行政法人等	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	0.520 以上	0
	排出係数しきい値	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

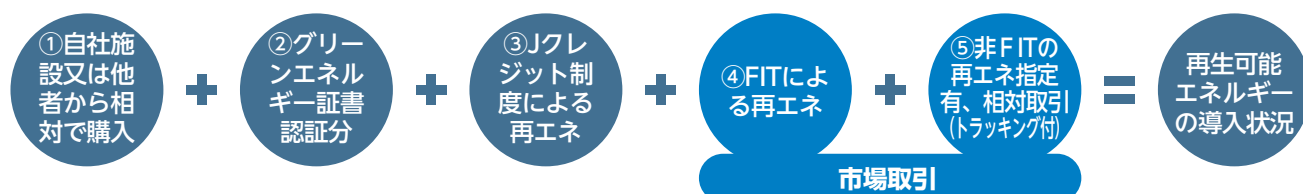
再生可能エネルギーの導入状況の評価方法【裾切りに関する評価】

裾切りの評価項目としての再エネ導入状況(上記の③)は、事業者の前年度における供給電力量のうちの再生可能エネルギーの利用量によって評価します(前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたもののみを評価)。

再生可能エネルギーの導入状況において評価するものは、次の①～⑤の電気です。

再生可能エネルギーの導入状況(%)

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}【①+②+③+④+⑤】(\text{kWh})}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}(\text{kWh})} \times 100$$



再生可能エネルギーの定義

裾切りの評価項目としての再生可能エネルギーの導入状況と仕様書に記載する最低限の再生可能エネルギーの割合にカウントされる電気の定義（対象範囲）は以下のとおりとなっています。

再生可能エネルギーの導入状況 【裾切りの評価項目としての再エネ】	再エネ特措法施行規則に規定された電源が対象。3万kW以上の大型水力は対象に含まれない
仕様書に記載する再エネの割合 【実際に調達する電気としての再エネ】	再エネ特措法施行規則に規定された電源に加え、3万kW以上の大型水力も対象

* 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（再エネ特措法）施行規則に規定された電源：太陽光発電、風力発電、水力発電（3 万 kW 未満。揚水発電を除く）、地熱発電、バイオマス発電

排出係数しきい値

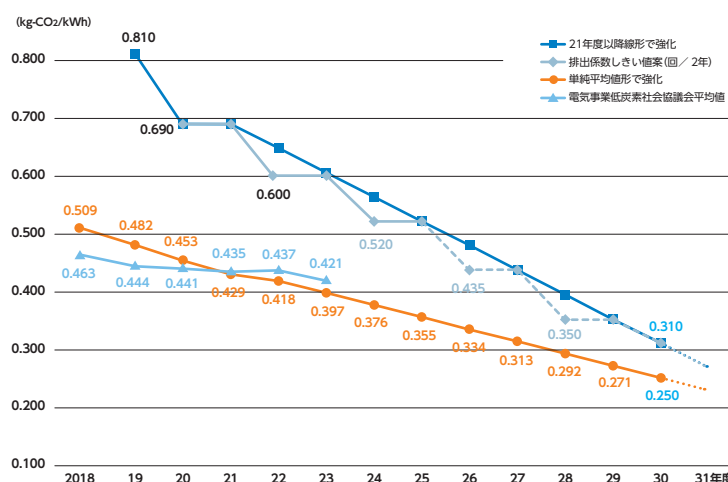
全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（最低限満たすべき数値）を設定し、原則として排出係数しきい値以上の小売電気事業者からの調達を回避することとしています。

2030年度に向け我が国全体の排出係数の低減に寄与するため、裾切り方式における供給区域別の入札参加資格の裾切り基準（配点例）との一体的な運用によって、少なくとも2年に1回は引き下げる方向で見直しを行います。

排出係数しきい値

2025(令和7)年度 0.520kg-CO₂/kWh

2031(令和13)年度 0.310kg-CO₂/kWh

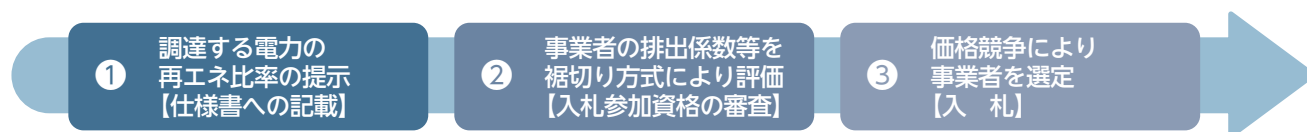


調達電力に占める最低限の再生可能エネルギー割合

仕様書等に記載する調達電力に占める最低限の再エネ割合は、国及び独立行政法人等が調達する電力の再エネ比率を継続的に引き上げ、2030年度に60%以上とする政府実行計画の目標を踏まえ、2025年度は40%とし、順次引き上げることが予定しています。

再生可能エネルギーの調達の流れ

環境配慮契約法に基づく裾切り方式により再エネ調達を行う際の入札続きの流れ（イメージ）は以下のとおりです。手続きの詳細は、[環境配慮契約法基本方針関連資料](#)に記載されています。



電力の契約に係るその他の留意点

* 小売電気事業者の排出係数の評価にあたっては、可能な限り最新の調整後排出係数を使用することが推奨されます。

* 低圧の契約

- ・ 入札に付する場合は低圧受電施設等についても環境配慮契約を実施することとされています。
- ・ 入札に付さない場合（随意契約等）は環境配慮契約の実施は求めていませんが、二酸化炭素排出係数の低い事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴することにより、より低炭素な電力の調達を増やす対応が求められます。

自動車の購入及び賃貸借に係る契約

【基本的考え方】

- グリーン購入法の自動車の判断の基準を満たすことが前提条件(グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合)
- 環境性能(燃費)と価格の両面から評価…総合評価落札方式の採用
- 要求性能は行政目的が達成できるように適切に設定
- 具体的要件は使用状況(走行距離実績など)を勘案し、調達者において設定

評価の対象

- ・ハイブリッド自動車、ガソリン自動車、ディーゼル自動車、LGガス自動車等 ⇒ **環境配慮契約を実施**
- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車 ⇒ **環境配慮契約実施適否は調達者が判断**
- * ガソリン自動車及びディーゼル自動車については、発熱量換算燃費値により、同一の燃料基準に係る車両重量区分として比較可能。ただし、行政目的・用途等に応じ燃料種別の入札の実施を妨げるものではない
- * グリーン購入法の特定調達品目：乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
- * グリーン購入法の判断の基準：乗用車は電動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車）。乗用車以外は可能な限り電動車等、少なくとも次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たす自動車

総合評価落札方式による算定

燃費と入札価格を総合的に評価し、最も評価値の高い者と契約を結びます。

【算定方法】

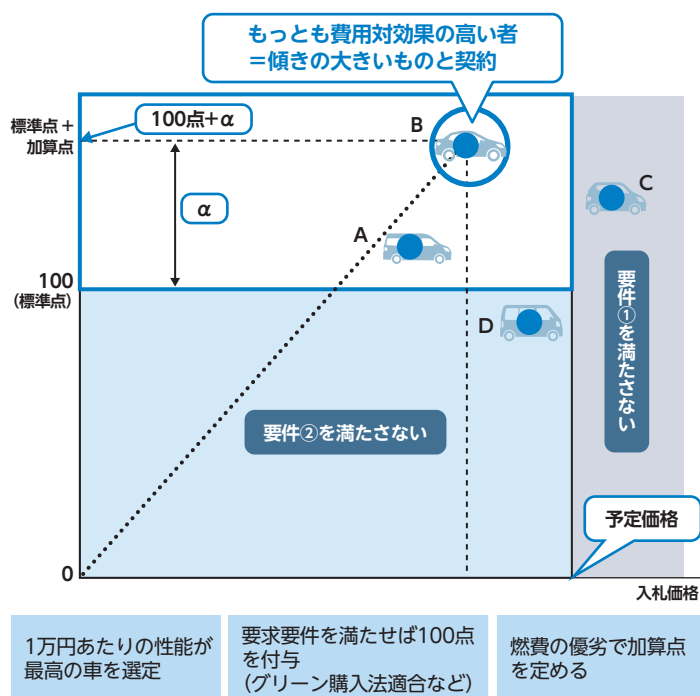
自動車に求める仕様を満足し、グリーン購入法の判断の基準を満足する車両について、

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること
- ② 評価項目に関する最低限の基準を満たしていること

を要求要件として、以下の算定式により総合評価を行います。

右の図の場合、Cは要件①を満たさず、Dは要件②を満たさないため、入札に参加できません。

AとBの比較となり、もっとも費用対効果の高いBと契約を結ぶこととなります。



$$\text{総合評価値} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}} = \frac{\text{標準点 (100点) + 加算点}}{\text{入札価格 (円) } \div 1 \text{万円}}$$

$$\text{加算点} = \text{満点 (50点)} \times \frac{\text{提案車の燃費値 (km/L)} - \text{燃費基準値 (km/L)}}{\text{燃費基準値 (km/L)}}$$

燃費目標値は燃費基準値の2倍、加算点の満点(上限値)は50点に固定

加算点の式の分母は $\text{燃費基準値} = \text{燃費目標値} - \text{燃費基準値} = \text{燃費基準値} \times 2 - \text{燃費基準値}$

自動車の購入又は賃貸借に係る契約におけるその他の留意点

- * 燃費基準を満たす車両が存在しない場合、発注者において具体的な発注要件を設定し、価格面だけでなく燃費性能においても競争性の確保に留意した上で、総合評価落札方式の適否を判断する(グリーン購入法の判断の基準によらず検討)。総合評価落札方式を実施する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として設定して評価。
- * 賃貸借の場合も購入の評価方式と同様の総合評価落札方式を適用(環境性能が評価に寄与しない場合を除く)。賃貸借の契約期間(供用期間)の長短に応じて加算点の満点(50点)を変更。

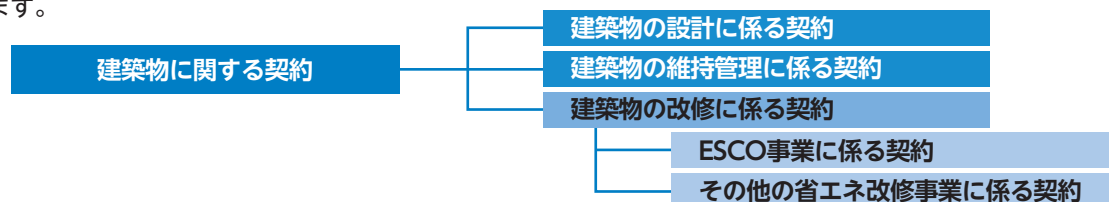
建築物に関する契約－全体像

【基本的考え方】

- 建築物の新築時には、原則として、建築物のZEB化及び再生可能エネルギーの導入を図る
- 既存建築物の改修時には、必要に応じ、ZEB化を見据えた中長期的な改修計画を検討する
- 建築物のエネルギー消費量等のデータ計測・分析等を踏まえた対策・取組等の契約類型間の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について検討する
 - ・コミッシュニングプロセスの活用、専門家等の活用
 - ・管理レベルに対応したエネルギー管理機能の導入の検討

建築物に関する契約タイプの構成

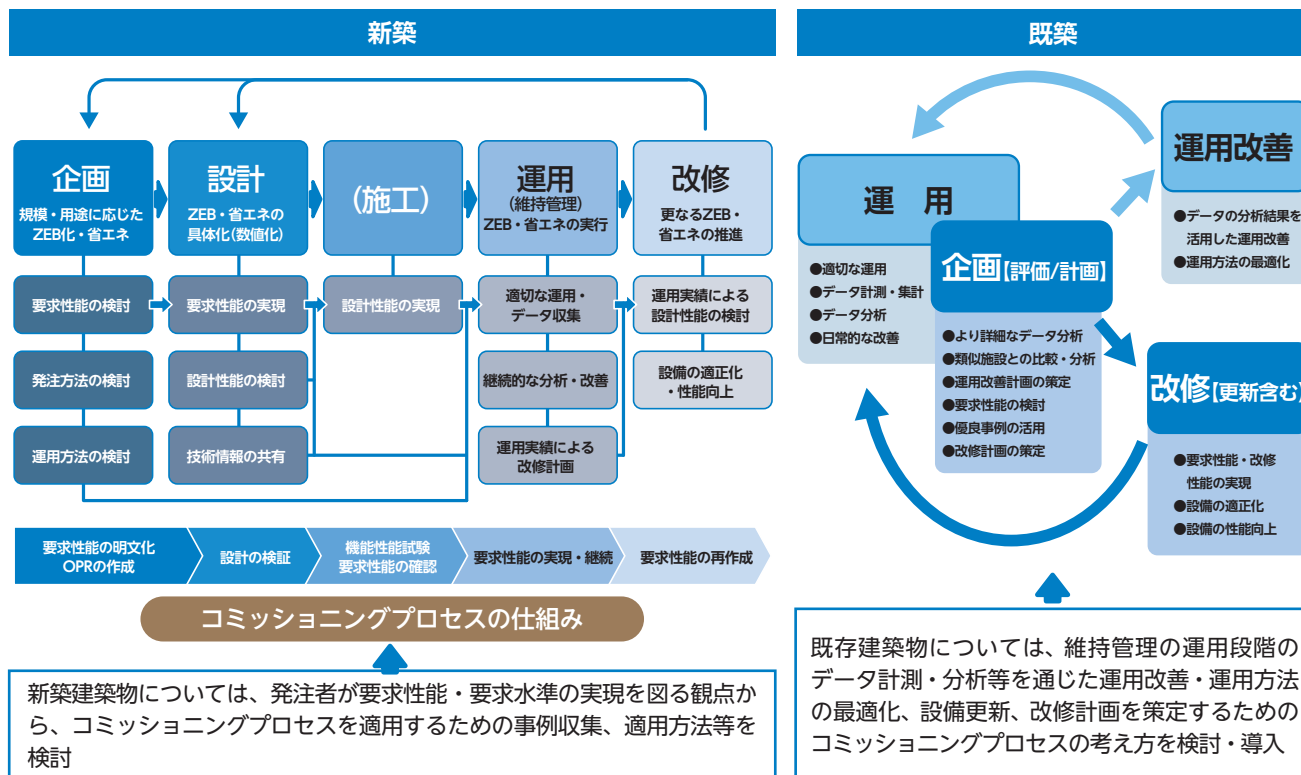
基本方針に定める建築物に関する契約タイプの構成は、以下のとおり。設計、維持管理、改修(ESCO事業、その他の省エネ改修事業)に分かれており、建築物のライフサイクルを通じた脱炭素を目指す観点から、契約類型間で連携して取組むことを求めています。



建築物に関する契約類型間の連携の重要性

建築物の脱炭素化を図るためには、企画・設計段階における徹底した省エネ対策、再エネの導入等、ZEB化に向けた対策を行うことが不可欠であり、建築後の運用段階においては、設計時の要求性能を実現するとともに、適切な維持管理及びデータ計測・分析を行うことが重要です。また、改修段階では、維持管理の運用段階におけるデータ計測・分析結果等を活用し、エネルギーの使用等に係る改善を図るとともに、分析結果を他の契約類型へ展開・活用することが必要となります。

環境配慮契約においては、建築物のライフサイクルの各段階における各契約類型を効果的・有機的に連携させ、**建築物のライフサイクル全般におけるコミッシュニングプロセスを適用した対策を行うことが求められます。**



建築物の設計に係る契約

【基本的考え方】

● 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として「環境配慮型プロポーザル方式」を採用

- ・設計成果として求める施設の環境保全性能^{※1}を契約図書に明記
- ・設計者に対して生涯二酸化炭素排出量(LCCO₂)の評価^{※2}を要請
- ・エネルギー管理機能の導入を契約図書に明記

※1 環境保全性能の例：施設の長寿命化、省エネルギー・省資源、自然エネルギーの利用、環境負荷低減に配慮した木材等の資機材の利用

※2 官庁施設の環境保全性基準(原則 ZEB Oriented相当以上)、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)など

契約方式

環境配慮型プロポーザル方式

「環境配慮型プロポーザル方式」とは

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注に当たっては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容(自然エネルギー等の積極的な利用を含む)をテーマとした技術提案を求め、その評価により総合的に最も優れた設計者を選定する方式です。本方式を採用した場合は、その旨及び概要を公表し、公平性、透明性、客観性を確保する必要があります。

契約の対象

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注時は、原則として環境配慮型プロポーザル方式を採用します。

事業の目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等は本方式の対象外ですが、その場合でも可能な限り環境配慮契約の実施可能性の検討が必要となります。

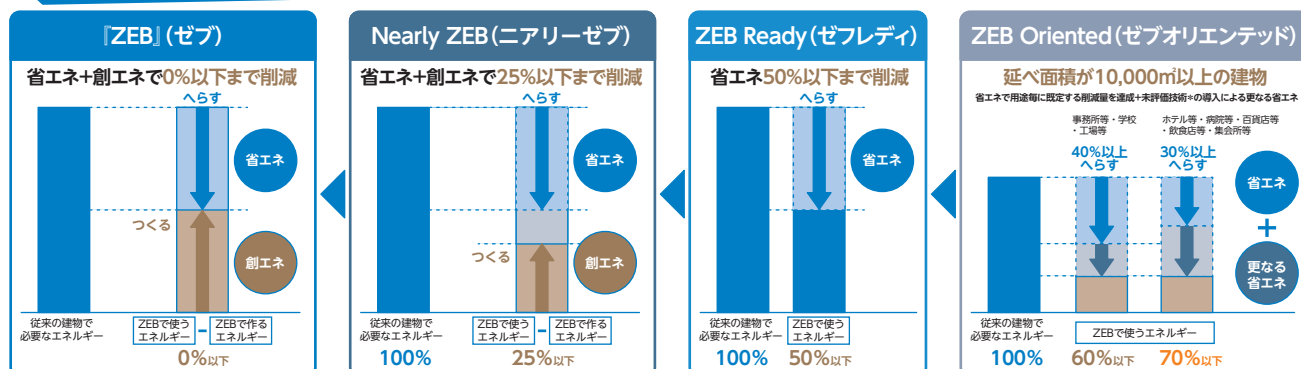
官庁施設の環境保全性基準

「官庁施設の環境保全性基準」では、国の各府省庁が共通して使用する統一基準として、新築する場合のエネルギー消費性能は、原則「ZEB Oriented相当以上」とし、令和4年4月1日から適用されています。

環境配慮型プロポーザルの評価基準

技術提案書の評価基準には、温室効果ガス等の排出削減に関する内容をひとつ以上含めることとしています。

技術提案のテーマの設定にあたっては、建築物のZEB化又はZEB Oriented相当以上を達成するための設計上の配慮、再生可能エネルギーの最大限の導入、気候・敷地・形状・周辺状況等を考慮した環境負荷低減に資する設計上の工夫の提案など、求められる水準の確保を前提に、維持管理も念頭に置いた検討が必要です。



ZEB Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の4つの定義

出典：環境省「ZEB PORTAL-ネット・ゼロ・エネルギービル(ゼブ)ポータル」

建築物の維持管理に係る契約

【基本的考え方】

- 原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記
- 総合評価落札方式の場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求める
- 施設のエネルギー使用実態、特性等を踏まえ、運用改善に資する契約方式を検討(複数年契約、複数施設の一括発注等)
 - ・ 施設規模・運用管理体制に応じた管理レベルの設定及びエネルギー消費量等のデータ計測・分析等の実施が重要
 - ・ 複数年契約方式、複数施設の一括発注等の可能性について、エネルギー使用の実態や建物の特性等を踏まえて検討
- エコチューニング等を活用した運用改善を実施事業者に求め、改修計画の検討時に運用実績データを活用
- 具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定する



契約方式等

契約方式：総合評価落札方式、最低価格落札方式等

契約方法：複数年契約、複数施設の一括発注、データ計測の分離発注などを推奨

対象となる業務範囲

設備・機器等の適切な運転保守管理、運用改善等により温室効果ガスの排出削減が期待される以下の業務を対象とします(ただし、これらの業務以外にも発注者の判断により対象とすることも検討)。

1. 電気設備保守管理業務
2. 機械設備保守管理業務
3. エレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務

*「建築物の維持管理に係る環境配慮契約のチェックリスト」を参考に脱炭素等の対策を仕様に盛り込む

入札参加要件の設定等

・ 価格競争方式(最低価格落札方式)の場合、省エネルギー・温室効果ガス排出削減に係る成果を求めるために、事業者が適切な業務遂行能力を有することを入札参加要件として設定・事前に確認することが求められます。

- ・ 事業者の業務実績・実施体制
- ・ 業務の従事予定者の省エネルギー・省CO₂に係る専門スキル
- ・ 適切なエネルギー関連データの把握・分析等、総合評価落札方式等

* 継続的に運用改善が可能と判断される事業者選定が行われるように発注仕様を作成することが望ましい。

・ 総合評価落札方式の場合、事業者の業務実績・実施体制や専門性に関する評価項目を設定して評価します。

建築物の維持管理に係るチェックリスト及びベンチマーク指標の活用

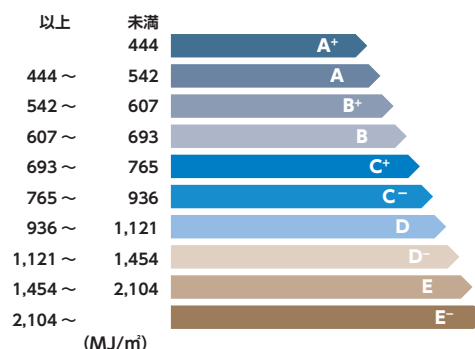
1. 維持管理に係るチェックリストの活用

建築物の維持管理に係る契約における環境配慮契約の実施率向上のため、発注者自らによる温室効果ガス排出量等の排出削減のための工夫(主に運用改善対策)が可能となるよう、実施すべき具体的な対策等を示したチェックリストを作成しました。

2. ベンチマーク指標の活用

当該施設のエネルギー消費量等を定量的に測るための「指標・ものさし」として、施設の用途別、地域別、単位面積当たり等のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を基礎情報として算定することとしました。エネルギー消費量等からみた「立ち位置」を把握し、他の施設と比較や有効な省エネルギー対策等を参考とし、効果的な対策を検討することが可能となります。

ベンチマーク指標のイメージ



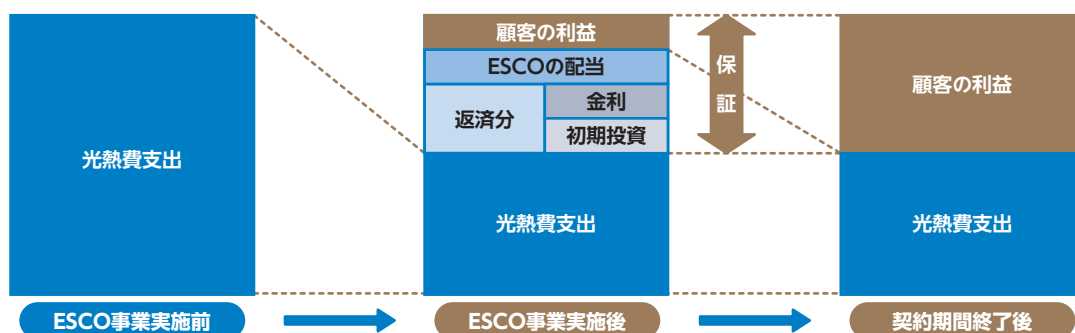
ESCO 事業に係る契約

【基本的考え方】

- 既存建築物に係る省エネルギー、脱炭素化に資する改修方法を適切に選択
- ESCO事業を実施する場合は、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フィージビリティ・スタディを実施

ESCO 事業とは

事業者が省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業です。



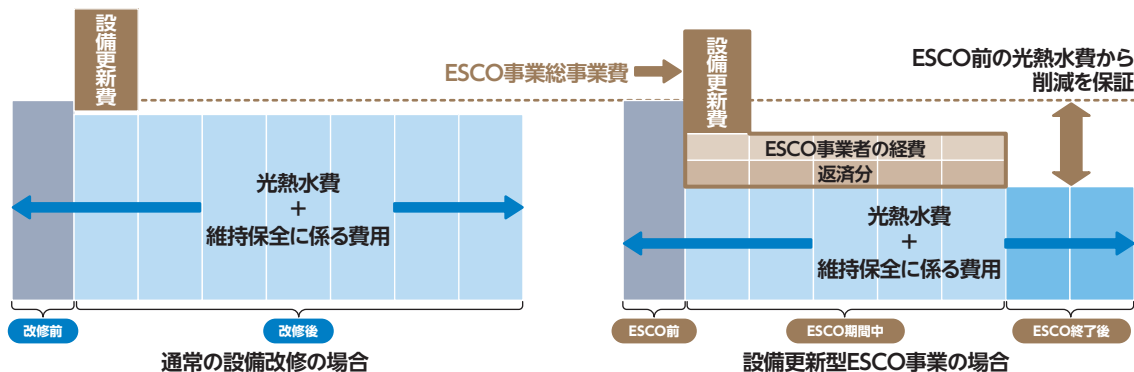
契約方式

プロポーザル方式、総合評価落札方式

*環境配慮契約法第7条の規定により、国のESCO事業の契約に当たっては、10箇年度以内の債務負担が可能

設備更新型 ESCO 事業の検討

老朽化した設備機器がある場合には、その更新費用を別途積み上げ、通常のESCO事業と一体的に発注する設備更新型ESCO事業を行うことができます。



ESCO 事業の導入可能性の検討

ESCO事業は光熱水費削減額等により事業費を賄うことから、事業の成立のためには、一定以上のエネルギー削減余地が見込まれることが必要です。国等の機関は、以下の条件をともに満たす施設を対象にエネルギー多消費施設から優先して導入可能性を検討することとされています。

なお、単一の施設のみでは、施設規模、エネルギー使用量、光熱水費等が小規模であるために通常のESCO事業としては成立が困難となる場合に、近隣にある複数の施設をまとめ一括してESCO事業を導入する方式であるバルク方式が、近年、地方公共団体等において採用されています。

導入の目安	一次エネルギー消費量(換算値)		年間光熱水費額
	従来型ESCO事業 2,000MJ/m ² ・年以上	設備更新型ESCO事業 1,500MJ/m ² ・年以上	5,000万円以上／施設

その他の省エネ改修事業に係る契約

【基本的考え方】

- 国等の機関の建築物のうち、大部分を占める既存建築物について、積極的に改修のタイミングで徹底した省エネルギー対策を実施
- 既存建築物の改修に当たっては、必要に応じ、ZEB化を見据えた中長期的な改修計画を検討する
- 施設の運用段階におけるエネルギー消費量等のデータの活用に努める
- 改修後の運用改善に資するエネルギー管理機能の拡充を図る
 - ・ エネルギー使用実態に基づく設備容量の最適化等の検討
 - ・ 運用改善に資するデータ計測・分析ツール、制御システムの導入

契約方式

プロポーザル方式、総合評価落札方式

⇒エネルギー消費量・温室効果ガス等の排出量等の削減に資する契約方式を選択

プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選択 大規模改修以外の設計業務の場合も可能な限りプロポーザル方式を選択
総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選択 評価テーマに対する技術提案を求めることにより品質向上を期待する業務の場合は標準型の総合評価落札方式を選択

* 要求仕様及び入札条件は、当該改修の目的等を踏まえ調達者において設定

対象となる業務範囲

ESCO事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業

躯体(外皮)の断熱性能の向上、設備機器等の更新に伴う省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー導入に資する蓄電設備の設置等を含め、省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業を幅広く対象とします。

ただし、省エネルギー・脱炭素化以外の項目が特に優先される事業、省エネルギー・脱炭素化に工夫の余地のない事業等については、真に工夫の余地がないかを精査の上、対象外とすることができるとは、当該建築物の改修目的等を踏まえ、可能な限り実施することが求められます。

契約にあたっての留意点

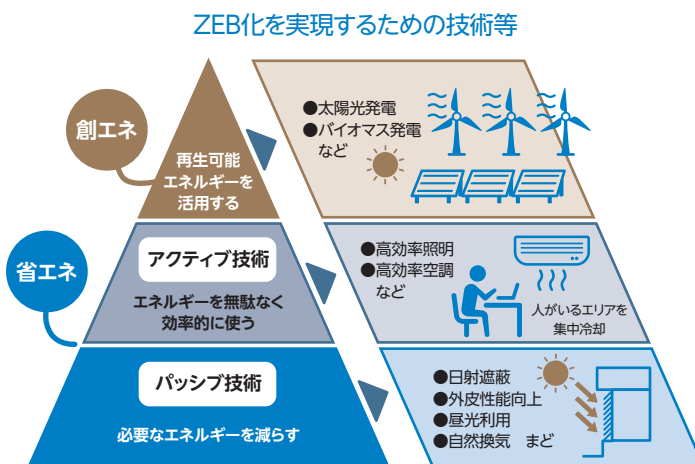
契約にあたっては、改修による省エネ効果等を踏まえたZEB化を見据えた中長期的な改修計画の検討及びデータの活用とエネルギー管理機能の拡充について留意することが必要です。

1. ZEB化を見据えた改修

- ・ 大規模改修を直近で計画している場合はZEB化水準のエネルギー性能の確保の可能性の検討
- ・ 長期的な改修時期及び目指すべき省エネルギー性能の水準を検討・設定、改修計画を踏まえた段階的な改修内容及び費用等の検討

2. データ活用、エネルギー管理機能

- ・ 施設のエネルギー消費量等のデータ計測・分析等の結果等を踏まえ、改修時における熱源、空調、照明などの設備容量の最適化(ダウンサイジング等)による省エネルギー効果の発揮、コストの削減等
- ・ 運用改善のためのデータ計測・分析ツールや制御システムの導入又は更新
- ・ 設備機器等の運用指針等の作成及び施設管理者への引き継ぎ等を求めることも重要



出典：環境省「ZEB PORTAL-ネット・ゼロ・エネルギービル(ゼブ)ポータル」

産業廃棄物の処理に係る契約

【基本的考え方】

- 温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定（優良産廃処理業者認定制度）への適合の評価等により裾切り方式を採用
- 収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮
- 産業廃棄物の種類や再生資源化の種類等の特性を踏まえ、具体的な条件については調達者において設定

契約方式

裾切り方式

裾切り方式における評価項目

環境配慮への取組状況、優良認定制度への適合状況を評価し、一定の点数を上回る事業者のみ入札に参加することができます。配点例では、満点の6割以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与しています。

優良認定業者は、個別の評価項目によらず、優良基準への適合状況の評価項目に適合することとなります。

評価項目	評価内容(例)	配点例
環境配慮への取組状況		
環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施していることを評価	10
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定・公表を評価	10
従業員への研修・教育	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価	5
小計		25
優良基準への適合状況		
優良適性(遵法性)	特定不利益処分を受けていないことを評価	10
事業の透明性	事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設的能力等の情報をインターネット等により公表していることを評価	10
環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21等の認証取得を評価	10
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入・利用していることを評価	10
財務体質の健全性	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価	10
小計		50
合計		75

優良産廃処理業者認定制度について

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、改正法の施行日である平成23年4月1日より運用されています。優良産廃処理業者認定制度については、以下のホームページを参照ください。

[産廃知識 優良産廃処理業者認定制度！日本産業廃棄物処理振興センター](#)

認定業者は「産廃情報ネット」で入手できます。

[産廃情報ネット - さんぱいくん](#)

許可自治体、産業廃棄物の種類などを条件に、該当事業者が検索できます。



船舶の調達に係る契約

【基本的考え方】

● 船舶の設計におけるプロポーザル方式の実施

船舶の調達にあたり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式（環境配慮型船舶プロポーザル方式）を採用する

※当該船舶の用途に照らし温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない場合については適用除外とする

● 小型船舶の調達における環境配慮

推進機関の燃料消費率等を仕様書に含めること（裾切り方式）

※小型船舶：船舶安全法関連法令等を踏まえ、総トン数20トン未満の船舶を対象とする

※環境配慮契約法の適用が困難な場合にあっても、可能な限り基本方針の基本的な考え方に基づき、環境配慮契約の実現に向けた検討を実施することが重要です



グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

グリーン購入法、環境配慮契約法は、どちらも需要側からの取組により、持続可能な社会の構築を目指すもので、両法の連携により更なる環境配慮を目指しています。

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	○製品・サービスの環境性能を規定	○契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札方式を規定
趣旨	○一定水準の環境性能を満たす製品・サービスを調達	○価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達
対象品目・契約類型	○紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、家電製品、エアコンディショナー等、照明、自動車等、設備、公共工事、役務など 22 分野 288 品目（令和 7 年 1 月閣議決定の基本方針）	○電力の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物（設計、維持管理及び改修（ESCO 事業・その他の省エネ改修事業））及び産業廃棄物の 8 つの契約類型（令和 5 年 2 月閣議決定の基本方針）
対象機関	○各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針に基づく実施対象機関	同左
内容など	○環境物品等に係る判断の基準等を閣議決定 ○基本方針に即して調達方針を作成し、調達方針に基づき環境物品等を調達 ○調達実績を公表	○環境配慮契約の方法等を閣議決定 ○基本方針に従い環境配慮契約を推進 ○契約締結実績を公表

グリーン契約（環境配慮契約）について <https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5521-8229 E-MAIL：EK@env.go.jp

